

第 6 次 地 域 管 理 經 営 計 画 書

第 6 次 国 有 林 野 施 業 実 施 計 画 書

(南 伊 勢 森 林 計 画 区)

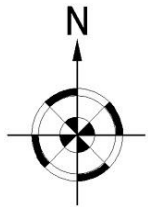
計 画 期 間 自 令 和 6 年 4 月 1 日
 至 令 和 11 年 3 月 3 1 日

近 畿 中 国 森 林 管 理 局

策定担当者

計 画 課 長	平 澤 林太郎	
流 域 管 理 指 導 官	福 本 真 也	
計 画 課 長 補 佐	小 糸 大 介	
計 画 調 整 官	藤 本 憲 一	
計 画 調 整 官	片 桐 亜由美	
森 林 施 業 調 整 官	池 内 麻 里	
企 画 係 長	山 崎 和 仁	
経 営 計 画 官	平 尾 夏郁子	

南伊勢森林計画区国有林野位置図



凡	例
府 県 界	
森 林 計 画 区 界	
市 町 村 界	
国 有 林 野	



第6次地域管理経営計画書

目 次

はじめに	1
1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項	6
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項	9
(4) 主要事業の実施に関する事項	10
(5) その他必要な事項	12
2 国有林野の維持及び保存に関する事項	13
(1) 巡視に関する事項	13
(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	14
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項	14
(4) その他必要な事項	15
3 林産物の供給に関する事項	16
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	16
(2) その他必要な事項	17
4 国有林野の活用に関する事項	18
(1) 国有林野の活用の推進方針	18
(2) 国有林野の活用の具体的手法	18
(3) その他必要な事項	19
5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び 保全等に関する事項	19
(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項	19
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	19
6 国民の参加による森林の整備に関する事項	20
(1) 国民参加の森林 <small>もり</small> に関する事項	20
(2) 分収林に関する事項	20
(3) その他必要な事項	20
7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	21
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	21
(2) 地域の振興に関する事項	21
(3) 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信	21

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされています。

国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要があります。また、民有林において、森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められています。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていきます。

本計画は、これらを踏まえ、「国有林野の管理経営に関する法律」に基づいて、あらかじめ国民の皆様からの意見を頂いた上で、国有林野の管理経営に関する基本的な事項、維持及び保存に関する事項、国民参加による森林の整備に関する事項等を明らかにした、令和6年4月1日から令和11年3月31日までを計画期間とする計画です。

今後、この計画に基づいて国民の皆様との理解と協力を得ながら、南伊勢森林計画区における国有林野の管理経営を行います。

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

当森林管理局管内の国有林野は、奥地脊梁地帯から中山間、都市近郊にかけて広く所在しており、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしています。

国有林野の管理経営に当たっては、管理経営基本計画に即して、かつ、国有林の地域別の森林計画と調和して、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって次表のとおり類型化し、それぞれの機能類型区分ごとに公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行います。

森林の取扱いについては、林木だけでなく下層植生や動物相、表土の保全等を通じて森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮します。

また、国有林野事業の持つ組織・技術力等を活用し、民有林への指導やサポート等を行うなど我が国の森林・林業施策全体の推進への貢献に努めます。

機能類型	対象とする国有林野
山地災害防止タイプ	災害に強い国土基盤を形成する観点から、山地災害防止及び土壌保全機能、風害、霧害等の気象災害を防止する機能の発揮を第一とすべき国有林野
自然維持タイプ	生物多様性の保全を図る観点から、原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき国有林野
森林空間利用タイプ	国民に憩いと学びの場を提供したり、豊かな自然景観や歴史的風致を構成したりする観点から、保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一とすべき国有林野
快適環境形成タイプ	騒音や粉塵等から地域の快適な生活環境を保全する観点から、快適環境形成機能の発揮を第一とすべき国有林野
水源涵養タイプ	良質な水の安定供給を確保する観点から、水源涵養機能を全ての国有林野において発揮が期待される基礎的な機能と位置づけ、上記のタイプに掲げるものを除く全ての国有林野

災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定的供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林とのふれあいの場の提供、森林景観の保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を推進します。

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、南伊勢森林計画区に所在する国有林野 7,283ha であり、三重県中部の奈良県との県境付近に比較的大きな団地があり、松阪市に小面積の団地が点在しています。

森林計画区内の総土地面積に占める国有林野の面積割合は 3%、森林面積に占める割合は 4% となっています。国有林野のうち 93% が水源かん養保安林に指定されており、重要な水源涵養機能の一端を担っています。

また、三重県内の民有林野面積の人工林率は 63%（令和 3 年度版三重県森林・林業統計書）に対して、本計画区内の国有林野の人工林率は 45% と低い水準にありますが、一方で森林蓄積の約 9 割が 10 齢級以上と森林資源として成熟した林分となっており、公益的機能の高度発揮を図りつつ、木材の安定供給に努めることとしています。

本計画区には、「吉野熊野国立公園」や大台ヶ原・大峯山・大杉谷ユネスコエコパークが指定されており、ハイキングなど保健休養の場として多くの人に利用されるとともに、歴史的木造建造物の維持・修繕のために必要な修復資材の供給等、多様な公益的機能の発揮が求められています。

なお、本計画区の機能類型別の森林面積は次表のとおりです。

(単位：面積 ha、比率 %)

区分	山地災害防止タイプ	自然維持タイプ	森林空間利用タイプ	快適環境形成タイプ	水源涵養タイプ	合計
面積	1,691	1,962	—	—	3,629	7,283
比率	23	27	—	—	50	100

注：四捨五入により内訳と合計が合わないことがあります。

② 国有林野の管理経営の現状及び評価

前計画（計画期間 平成31年4月1日～令和6年3月31日）の主な計画と実績は次のとおりです。

ア 伐採量

主伐は、ほぼ計画どおりの実績となりました。

間伐は、実行段階で現地を精査し、一部の箇所で見送ったことにより計画を下回る実績となりました。

（単位：材積 m³、面積 ha、実施率 %）

主伐			間伐			計		
計画	実行	実施率	計画	実行	実施率	計画	実行	実施率
8,917	9,632	108	(447) 49,568	(169) 21,574	44	58,485	31,206	53

- 注：1 () は間伐面積です。
 2 臨時伐採量は含みません。
 3 令和5年度の見込み数量を含みます。

イ 更新量

人工造林は、分収林の伐採・搬出が完了していないことにより、計画を下回る実績となりました。

天然更新は、未立木地の更新が完了しなかったことにより計画を下回る実績となりました。

（単位：面積 ha、実施率 %）

人工造林			天然更新			計		
計画	実行	実施率	計画	実行	実施率	計画	実行	実施率
30	7	23	89	44	49	119	51	43

- 注：1 令和5年度の見込み数量を含みます。
 2 四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

ウ 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）の開設又は改良の数量

開設は、森林施業の計画に応じて優先度を勘案した結果、実行はありませんでした。

改良は、集中豪雨による災害箇所での実行が増加したため、計画を上回る実績となりました。

（単位：開設 m、改良 箇所、実施率 %）

開設			改良		
計画	実行	実施率	計画	実行	実施率
1,000	—	—	3	21	700

- 注：令和5年度の見込み数量を含みます。

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、地域住民の意見を聴き、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととします。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で国全体として客観的に把握し評価するための7基準（54指標）が示されています。本計画区の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる施策及び森林の取扱方針を整理すると次のとおりとなります。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等からなる多様な林相の森林を整備していくとともに、貴重な野生動植物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業に際しては適切に配慮します。

また、生物多様性国家戦略 2023-2030 に掲げられた 30by30 目標の達成に向けては、保護地域としての国立公園等の新規指定・拡張等に適切に対応するとともに、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）の設定等に適切に対応します。

関連する主な施策として、モニタリング調査等を通じた保護林、緑の回廊等の適切な保全・管理等を推進するとともに、原生的な天然林、里山林、溪畔林、^{けいはん}保護樹帯等を各々の目的や現況に応じて適切に保全・整備し、森林生態系のネットワークの確保を図ります。

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と主伐後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行います。

関連する主な施策として、計画、実行の各段階において保全と利用の調和を図り、林業専用道、森林作業道等の適切な組合せによる計画的な路網整備及び森林の現況に応じた適時・適切な間伐、更新等の森林整備を推進します。

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境の影響による森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行います。

関連する主な施策として、松くい虫、カシノナガキクイムシ等の森林病虫害及びニホンジカ等の野生鳥獣による森林被害の状況を踏まえ、地域との連携による被害防除対策等を実施するとともに被害跡地の復旧等に取り組みます。

エ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う侵食等から森林を守るとともに、水源の涵養のため、山地災害により被害を受けた森林の復旧及び公益的機能の維持のために必要な森林の保全・整備を行うとともに、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢筋に保護樹帯を設置します。

関連する主な施策として、治山事業の計画的な実施や災害時における迅速な復旧対策等に取り組みます。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化対策として、間伐等の森林整備や積極的な木材利用、国民参加の森林づくりとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組みます。

関連する主な施策として、間伐等の森林整備、保安林の適切な保全管理、森林土木工事等における間伐材の利用等を推進します。

カ 長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能を効果的に発揮させるとともに、森林浴、森林ボランティア、森林環境教育等の森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組みます。

関連する主な施策として、「レクリエーションの森」の整備・活用、「遊々の森」、「ふれあいの森」等の設定等による国民参加の森林づくりを推進します。

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握します。

関連する主な施策として、国有林モニターやホームページ等を活用し、国有林野事業等に対する意見、要望等の把握に努めるとともに、国有林野事業の管理経営について国民の理解の促進を図ります。

④ 政策課題への対応

都道府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、国土の保全や水源涵養等の公益的機能の維持増進、森林・林業施策全体の推進への貢献、森林環境教育や森林とのふれあいの場の提供等の国民参加の森林づくりの推進、地球温暖化防止、生物多様性の保全等の政策課題に対応していきます。

とりわけ、本計画区においては、災害からの流域の保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、林産物の安定的な供給等、国有林野事業に対する地域の期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とします。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【人家等近郊】</p> <p>人家等保全対象に接近する山地災害の危険がある箇所について、治山施設の設置等の事業を実施します。</p> <p>また、住宅地等に近接する境界周辺の立木については、周囲に被害が生じることがないように適切な管理に努めます。</p> <p>【水源涵養機能の維持】</p> <p>水源涵養機能の維持を図るため、水源涵養タイプを対象に森林整備を実施します。</p>
共 生	<p>【ふれあい】</p> <p>学校等と連携した森林環境教育を実施します。</p> <p>【貴重な森林の保全・整備】</p> <p>保護林において継続的なモニタリングを行い保全措置を実施します。</p>
循 環	<p>【木材の供給】</p> <p>循環型社会の構築のためカーボンニュートラルな資源である木材を計画的に供給します。</p> <p>【森林資源の適切な整備】</p> <p>森林整備を計画的に実施するとともに、低コストで効率的な森林整備を行うための路網の整備を実施します。</p>
地球温暖化防止	<p>育成林を対象に間伐等の森林整備を計画的に実施するとともに、人工林資源の成熟に伴い主伐面積が増加する中で、将来にわたる二酸化炭素の森林吸収量を確保・強化するため、エリートツリー等の再造林等による成長の旺盛な若い森林の造成に率先して取り組みます。</p>

(2) 機能類型に応じた管理経営に関する事項

公益的機能の維持増進を旨とした管理経営を行うため機能類型区分を行い、次のとおり各機能の発揮を目的とした管理経営を行います。

また、各機能の発揮を図るために導入する林相の維持・改良等に必要な施業の結果生じる木材の有効利用に努めるとともに、機能発揮に支障を及ぼさない範囲での齢級構成の平準化や建築、土木、製紙、バイオマス利用等の多様な地域ニーズへの対応を図るため、必要な伐採を計画的に行い、木材を供給します。

さらに、国民の安全と安心を確保するため、近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、事前防災・減災の考え方に立ち、山地災害による被害の防止・軽減に努めます。

① 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、災害に強い国土基盤の形成に必要な森林の健全性の維持増進を図るため、樹根や表土の保全、下層植生の発達が期待される複層林の造成、伐期の長期化、針広混交林への誘導の推進を図るほか、適切な造林、保育、間伐を計画的に実施するとともに、治山施設の計画的な配置に努めます。

山地災害防止タイプについては、土砂流出・崩壊防備エリアと気象害防備エリアの2つに区分して取り扱います。

ア 土砂流出・崩壊防備エリア

山地災害のおそれのある森林等を対象として、山地災害防止機能及び土壌保全機能を発揮させるため、根系が深くかつ広く発達し、常に落葉層を保持し、適度の陽光が林内に入ることによって下層植生が発達した森林であって、必要に応じて土砂流出、崩壊を防備する治山施設が整備されている森林に誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、地質や地形等の地況、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

イ 気象害防備エリア

風害、霧害等の気象災害を防止する効果の高い森林を対象として、気象災害による居住・産業活動に係る環境の悪化を防止するため、複数の樹冠層を有する森林、あるいは樹冠が単層であっても樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高い森林であって、諸被害に対する抵抗性の高い樹種によって構成される森林へ誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該森林の位置関係、森林現況等を踏まえ、適切な間伐等を推進し、健全な林分の育成に努めます。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

② 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

学術的に貴重な森林、あるいは地域を代表する自然環境を形成する国有林野を対象として、原則として自然の推移に委ねることとして、野生動植物の生育・生息環境の保全等に配慮した管理経営を行います。

特に、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林は、引き続き保護林として設定しモニタリングを行いながら状況を確認しつつ、貴重な植生の維持に努めます。

また、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないために、関係者等と連携しながら利用者に対し適正利用に向けた指導等を行います。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

③ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事項

景観の維持が重要な森林や都市近郊林等、国民の保健・文化・教育的利用の場として期待の大きい国有林野を対象として、多様な樹種で構成され、周辺の景観等と一体となった自然美を有する森林や必要に応じて保健・文化・教育活動に適した施設が整備されている森林に誘導することを目標とし、それぞれの国有林野の現況や利用の形態に応じた管理経営に努めます。

具体的には、育成複層林へ導くための施業の積極的な導入により針広混交林の造成を図るなど、景観の向上や野外レクリエーションに考慮した適切な森林の整備を行うとともに、必要に応じて遊歩道等の公衆の保健の用に供する施設を整備します。

また、国民の保健・文化・教育的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野をレクリエーションの森として選定し、広く国民の利用に提供します。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

- ④ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項
 日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音、粉塵等の影響を緩和する森林を対象として、それぞれの立地に適した多様な樹種で構成され、十分な本数密度を有し、汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗力があり、葉量の多い樹種によって構成される森林に誘導することを目標とします。

森林の整備に当たっては、保全対象と当該林分の位置関係、森林の現況等を踏まえた施業管理を行います。

なお、具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

- ⑤ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養機能の維持向上が重要な国有林野を対象として、洪水緩和、水質保全等水源涵養機能を発揮させるため、団粒構造がよく発達した粗孔隙に富む土壌を有し、深根性・浅根性等の様々な樹種・樹齢の樹木がバランスよく配置された下層植生の豊かな森林であり、林木の成長が旺盛な高蓄積の森林を目標とします。

森林の整備に当たっては、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持、根系や下層植生の発達を促すための適切な間伐、人工林における複層林や針広混交林への誘導等を目的とした育成複層林へ導くための施業及び長伐期施業の推進を図り、健全な林分の育成に努めます。

具体的な施業は、別紙「管理経営の指針」に基づいて行います。

なお、機能類型と国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林の関係については、次表のとおりです。

機能類型	公益的機能別施業森林
山地災害防止タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
自然維持タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
森林空間利用タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
快適環境形成タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・快適環境形成機能維持増進森林 ・水源涵養機能維持増進森林
水源涵養タイプ	<ul style="list-style-type: none"> ・水源涵養機能維持増進森林

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、府県や市町村を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献していくこととします。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進します。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源涵養^{かん}タイプに区分された人工林のうち、自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活動に適したものを、「特に効率的な施業を推進する森林」として設定・公表し、当該森林を活用して主伐・再造林等の主に林業に関する取組を、民有林関係者に分かりやすい形で効果的に進めます。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、産学官連携の下に、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進します。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けてエリートツリー等の新たな手法の事業での活用を進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の実証等に積極的に取り組みます。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組むこととします。

加えて、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進します。

② 林業事業者・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活かし、年間の発注見通しや市町村単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業者の育成に取り組めます。

あわせて、民有林の経営管理の担い手となる効率的かつ安定的な林業経営体の育成を図るため、現地の状況を踏まえた上で、地域の林業経営体が対応可能となる規模の樹木採取区の指定など樹木採取権制度の適切な運用を通じて、林業経営体の経営基盤の強化に努めます。また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮します。

さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組めます。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士（フォレスタ）の資格を有する職員等を活用しつつ、市町村のニーズに応じて、森林・林業技術に関する研修への市町村職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、引き続き、府県と連携して市町村の森林・林業行政等に対する技術支援に取り組みます。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた林業大学校等への講師派遣等に努めます。

⑤ その他

その他の森林・林業施策全体の推進への貢献として、

ア 計画的な木材供給の推進として、システム販売等の実施による木材の安定供給体制の整備、伐採予定箇所等木材の需給に関する情報の提供、間伐材等の木質バイオマス資源への需要拡大に資する取組等、

イ 安全・安心への取組として、民有林と国有林が連携した森林保全事業（治山工事、保安林整備等）、地域住民への防災情報等の発信、治山技術の普及・啓発、治山連絡会議等の開催、ハザードマップの調整等、

ウ 生物多様性保全に配慮した取組として、モニタリング調査や検討会、針広混交林化等の森林整備、ニホンジカ等に対する鳥獣被害対策の実施等、

エ 地域との連携強化のため住民等に対する情報提供や林業体験活動等として、教育機関、地元ボランティア、森林インストラクター等と連携した森林環境教育、NPO、ボランティア団体等の自主的な森林整備へのフィールドの提供や技術支援等に取り組みます。

(4) 主要事業の実施に関する事項

① 基本的な考え方

森林の整備に当たっては、機能類型区分毎に目標とする森林への誘導に必要な森林施業を的確に実施します。

主伐及び更新については、伐採適期を迎えた高齢級のスギ、ヒノキ人工林が年々増加する中、主伐の実施に際しては、自然条件や社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない森林への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、主伐後の着実な再造林を推進します。なお、伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

また、近年、ニホンジカ等による造林木への被害が拡大していることから、必要に応じて、防護柵の設置などの被害対策を的確に実施します。

間伐や保育については、健全な森林の育成による二酸化炭素の吸収目標の達成及び多様な森林への誘導を図るため、森林施業の効率化・低コスト化を推進するための技術の普及及び定着に留意しながら、適切に実施します。

林道等の路網については、林産物の搬出、森林の育成のみではなく、適切な保全管理等を効率的に行うため、森林の公益的機能が高度に発揮されるよう施業方法に応じて、自然・社会的条件を考慮しつつ、計画的に整備します。

なお、災害の激甚化を踏まえ、排水機能の強化などにより路網の強靱化・長寿命化を進めるとともに、曲線部の拡幅などにより走行車両の大型化等に対応します。

② 主要事業の総量

本計画期間において、機能類型区分に応じた施業管理を行うために必要な伐採、更新、保育、林道の事業総量は以下のとおりです。

ア 伐採総量

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	主 伐	間 伐	計
山地災害防止タイプ	—	(143) 17,909	17,909
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	—	(373) 43,792	43,792
計	—	(515) 61,701	[500] 61,701

- 注：1 () は間伐面積です。
 2 [] は外書で、搬出等に伴う支障木、松くい虫の被害木等の伐採箇所があらかじめ特定できない臨時的な伐採量です。
 3 保護林周辺林分については皆伐を行いません。
 4 四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

イ 更新総量

(単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
山地災害防止タイプ	10	19	29
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	4	28	32
計	14	47	61

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

ウ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	除 伐	枝 打
山地災害防止タイプ	30	22	—
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	13	7	—
計	43	29	—

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

エ 林道の開設及び改良の総量

(単位：m)

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長	箇所数	延長
山地災害防止タイプ	—	—	2	300
自然維持タイプ	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—
水源涵養 ^{かん} タイプ	—	—	4	680
計	—	—	6	980

③ 事業実行上の留意事項

主要事業の実施に当たっては、労働災害が無く健康で明るく働けるよう、労働安全衛生の確保に努めます。

また、計画的な事業の発注、林業技術の普及、他産業と均衡のとれた労働条件の維持向上等に配慮し、林業事業体の育成・強化を図ります。

なお、事業実行に当たっては、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境や景観の保全等公益的機能の維持に十分配慮します。

さらに、森林GIS（地理情報システム）やドローン、レーザ計測等の現場業務での活用、ネットワークを通じた円滑な情報の伝達など、職員が行う業務の効率化を推進します。

(5) その他必要な事項

治山事業は、民有林治山事業との有機的連携の下に、自然環境の保全への配慮や木材利用、コスト縮減等に努めながら、荒廃地の整備、災害復旧、保安林の整備等を計画的に実施します。

また、大雨や短時間強雨の発生頻度の増加、豪雪等により、山地災害が激甚化・頻発化する傾向にあることを踏まえ、国土強靱化基本計画等に基づき治山対策を推進します。

具体的には、山腹崩壊等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など災害の発生形態の変化等に対応して、流域治水と連携しながら、被災危険度や発生危険度等を考慮しつつ、山地災害危険地区等におけるきめ細かな治山ダムの配置等による土砂流出の抑制等を推進します。その際、治山対策等による森林の機能の維持・向上は、Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）やグリーンインフラの考え方にも符合する取組であることを踏まえるとともに、現地の実情に応じた在来種による緑化や治山施設への魚道設置など生物多様性保全の取組にも努めます。

加えて、大規模な山地災害発生時には、被害状況を速やかに調査するためにヘリコプターやドローン等を活用した被害調査を実施するとともに、専門技術を有した職員からなるMAFF-SAT（農林水産省・サポート・アドバイス・チーム）をリエゾン（情報連絡員）や山地災害対策緊急展開チームとして現地に派遣するなどし、国有林防災ボランティア

の協力も得つつ、民有林への支援も含めた迅速な災害対策、二次災害防止対策を図ることとします。

さらに、国土の保全等に不可欠な森林土木事業を適切かつ着実に実施できるよう、事業発注者として、工事や設計業務等の品質確保と担い手確保に取り組むこととします。

本計画では、災害に強い安全な国土づくりとして、水源涵養機能の高度発揮、安全で良好な生活環境の保全・形成に対処するため、保安林及び治山施設の整備を計画します。

2 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 巡視に関する事項

山火事、森林病虫害、鳥獣被害、廃棄物の不法投棄等の森林被害の防止、保安林の適切な管理等森林の保全管理のため、森林の巡視、標識の設置、適切な防除対策の実施等に努めるとともに、境界の保全等による国有財産としての管理を適切に実施します。

特に自然環境の保全に留意が必要な箇所については、啓発のための標識を設置する等によりその周知に努めます。

また、森林の保全管理に当たっては、地元住民、地方自治体、ボランティア等との協力・連携を図るとともに、入林者への山火事や不法投棄の防止意識の啓発等に努めます。

① 山火事防止等の森林保全巡視

本計画区には、「吉野熊野国立公園」等の自然公園や自然景観に優れ森林浴や自然観察などに適した森林があり、観光及びレクリエーションのための入林者が多く見られます。特に、春季と秋季の乾燥期には利用者の増加と相まって山火事発生危険性が増大します。また、近年廃棄物の不法投棄が増加しています。

このため、地元市町村、消防団及び地元住民等との連携を密にして、山火事防止、廃棄物の不法投棄防止の宣伝・啓発活動を行い、国民共通の財産であるとともに地域の人の生活空間としての役割を持つ国有林野の森林保全巡視を強化し、山火事防止・廃棄物の不法投棄防止・貴重な動植物の保護等森林の保全管理に努めます。

② 境界の保全管理

国有林野を管理経営していく上で重要な境界標識類の巡検及び境界の巡視を実施するほか、必要な箇所への境界見出標の設置等を通じて、境界標識類及び境界を適切に保全管理します。

また、住宅地等に近接する境界周辺の立木については、周囲に被害が生じることがないよう適切な管理に努めます。

③ 入林者マナーの普及・啓発

近年、登山、トレッキングや森林との積極的なふれあいを志向して多くの入林者が見られます。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が大きな問題となっており、地元自治体、観光協会、登山愛好者等のボランティアグループとの連携を図りつつ、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努め、ゴミの持ち帰りを通じて、自然を守ろうとする意識の醸成を図ります。

(2) 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害による森林被害については、周辺民有林関係者と連携を密にして、被害の未然防止、早期発見及び早期防除に努めます。

なお、実施に当たっては、自然環境の保全に十分留意するとともに地元自治体、地元住民等との連携を図り、関係者が一体となった被害のまん延防止対策の実施に努めます。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 優れた自然環境を有する森林の維持・保存

国有林野には優れた景観を有している森林や、希少な野生生物が生育・生息するなど豊かな森林生態系を維持している森林、溪流等と一体となって良好な環境を形成している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の保全の観点からも、このような森林の維持・保存はますます重要となってきています。

このため、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、自然環境の保全、動植物の保護、遺伝資源の保存等を図る上で重要な役割を果たしている「自然維持タイプ」の森林については、自然環境の保全を第一とした管理経営を行うこととし、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、環境行政との緊密な連携を確保しつつ、生物多様性の保全の視点で希少種の保護、外来種の侵入防止・駆除等に努めます。

また、池沼、沢敷、湧水地、草生地、懸崖地などを取り巻く森林についても、多様な生物の生育・生息が可能となる区域と位置づけて、同様にその保全に努めます。

② 保護林

国有林野には、原生的な天然林や地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林が多く残されており、国有林野事業ではこうした貴重な森林を保護林に設定し、厳格な保護・管理に努めています。

本計画区には、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理する「森林生態系保護地域」を1箇所、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理する「希少個体群保護林」を1箇所設定しています。これらの保護林については、モニタリング調査を通じた適切な保護管理に努めるとともに、大学や研究機関へ学術研究のフィールドとして提供するなど、積極的な情報提供に努めます。

立ち入り可能な区域においては、多くの国民が森林生態系の保全についての学習の場として利用できるよう既設の歩道の保全・整備や森林生態系に関する知識の普及・啓発等に努めます。

入林者の影響等が生じるおそれのある箇所については、地域の関係者等と連携・調整し、利用ルールの確立等に努め、その内容等について地域外の者にも広く理解されるようホームページの活用・工夫を図るなど適切に対処します。

なお、各保護林の具体的な保護・管理については、管理方針書に基づいて行うとともに、モニタリング結果等を踏まえて、管理方針書の必要な見直しを行います。

(単位：ha)

区 分	箇所数	面積
生物群集保護林	1	1,391
希少個体群保護林	1	7
計	2	1,398

注：四捨五入により内訳と計が合わないことがあります。

③ 緑の回廊

個々の保護林等を連結して、野生動植物の生育・生息地の拡大と相互交流を可能とし、より効果的に森林生態系の保護・保全を図ります。

本計画区においては、設定区域はありません。

(4) その他必要な事項

① 巨樹・巨木の保護

次世代への財産として健全な形で残していくべき巨樹・巨木について、国民による自主的な保全活動の推進を含め、表示板の設置、周辺森林環境の整備等の保護活動に努めます。

なお、本計画区には、国有林の代表的な巨樹・巨木として「森の巨人たち百選」に選定された一本杉（大杉谷国有林）があり、地元市町村等との連携の下、適切な保護管理に努めます。

② ニホンジカ等の被害対策

国有林の地域別の森林計画に定める鳥獣害防止森林区域については、防護柵の設置若しくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施、植栽木の保護措置又はわな捕獲（囲いわな、くくりわな等によるものをいう。）、安全体制が確保された場合の銃を使用した捕獲等による鳥獣害防止対策を推進します。

また、関係機関と連携して効率的・効果的な捕獲技術等のシカ被害対策の普及に取り組みます。

なお、三重県が策定した「第二種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）」に基づき実施される個体数調整等に協力するとともに、県、市町村及び鳥獣被害対策協議会等と連携を図りつつ被害対策に取り組みます。

③ 希少な野生生物の保護等

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）において指定されている動植物種など希少な野生生物の生育・生息地になっている国有林野については、関係機関・団体、学識経験者等と連携し、希少な野生生物と共存する森林づくりに取り組みます。

このうち、イヌワシ、クマタカ等の希少な猛禽類については、餌動物の資源量や営巣・繁殖期の情報の把握等に努めて、生息地となっている国有林野の森林生態系の保全に取り組みます。

また、ツキノワグマの紀伊半島地域個体群については、環境省レッドリストの「絶滅のおそれのある地域個体群」となっていることから、生息情報を収集するとともに、関係機関、専門家等と連携し、当該地域個体群の生息地となっている国有林野の適切な保全・管理に努めます。

④ 溪畔^{けいはん}周辺の取扱い

溪畔^{けいはん}周辺の森林については、野生生物の生育・生息の場や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性の保全上重要な役割を担っているため、積極的に「保護樹帯」※1を設けるなどして保全に努めます。

さらに、溪畔^{けいはん}本来の植生を再生する区域である「溪畔林」※2を設定し、上流域から下流域までの森林の連続性を確保し、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めます。

本計画区においては、「溪畔林^{けいはん}」の設定はありません。

※1「保護樹帯」

新生林分の保護、国土の保全、生物多様性の保全等を目的として尾根や溪流沿い等を中心に設定される帯状等の森林

※2「溪畔林^{けいはん}」

保護樹帯の一種で、上流域の原生的な天然林等から下流域の森林までの森林の連続性を確保することを目的として、溪畔^{けいはん}周辺に位置する人工林等について本来の植生に誘導するための森林整備等に取り組む区域

⑤ その他

地域住民、ボランティア、NPO等や環境行政との緊密な連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や外来種の侵入防止等に努めます。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 木材の供給

木材の供給に当たっては、列状間伐や路網と高性能林業機械を組み合わせた現地に適した低コストで効率的な間伐を推進し、多様で健全な森林整備を通じて生産される木材の計画的な供給に努めます。

また、素材（丸太）生産の生産性向上を図るとともに、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、需要者のニーズに対応した国産材の安定供給体制の整備を推進します。

さらに、人工林資源の成熟に伴い主伐を推進することにより、木材供給量が増加することを踏まえ、国産材の利用が低位な分野での需要開拓やニーズに応じた安定供給体制の構築等に貢献するものとなるよう効果的な供給に努めるとともに、伐採・搬出方法についても、路網、架線、高性能林業機械の組合せにより、林地保全に十分配慮した伐採搬出に努めます。

② 木材の販売

木材の販売に当たっては、事業の発注見通しを公表しつつ、民有林関係者、建築関係者、消費者ニーズの的確な把握に努め、需要動向を見極めつつ対応します。

また、素材の販売に当たっては、木材市場等を活用するとともに、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む集成材・合板工場や製材工場等と協定を締結して需要先へ直送する「システム販売」に取り組むこととします。この際、公募・選定時の評価等を通じて、非住宅分野等の新たな需要の開拓にも貢献します。

さらにこれらの実績を活かし、民有林材を需要先へ直送する取組の普及・拡大や地域の需給状況を踏まえた、より広域での原木供給など国産材の流通合理化を図る取組の支援に努めます。

このほか、木材需給が急変した場合には、国産材供給量の一定のシェアを有している国有林野事業の特性を活かし、供給調整機能を発揮することとします。具体的には、地域における需要が減少した場合には立木販売の公告延期や搬出期間の延長等を実施する一方、需要が高まった場合には素材の早期生産・販売や立木販売物件の前倒し販売等を実施するなど、必要に応じて供給時期の調整等を行うこととし、これを適期に効果的な方法で行うため、地域や関係者の意見を迅速かつ的確に把握するなどの取組を推進します。

(2) その他必要な事項

① 木材の利用促進

ア 森林・林業関係者等との連携の下に、国産材のPR活動等を通じて内装材木質化の推進、間伐材の森林土木事業への活用及びこれまで利用されてこなかった小径木の木質バイオマス利用等、木材利用の推進に取り組みます。

また、地球温暖化防止に資する木材の建築資材等としての長期間の利用や、一度利用した木材の再利用、他の資源の代替利用等の促進を図ります。

イ 「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号、令和3年10月改正）により策定された「農林水産省木材利用推進計画」（平成22年12月策定、令和4年4月改正）等に基づき、庁舎等において率先して木材利用に努めるとともに、治山事業等の森林土木工事に当たっては、間伐材等を積極的に利用するなど、自ら木材の利用促進に取り組みます。

ウ 地方公共団体等関係機関との間で間伐材等木材需給についての情報交換を進めるなど林業・木材産業関係者と連携し多様な分野への木材利用が行われるよう供給体制を整備するとともに、地域住民に対する木材利用の必要性についての積極的な啓発に努めます。

② 木の文化を支える森づくり

多様な森林資源を有している国有林野の特徴を活かし、民有林からの供給が期待しにくい世界文化遺産等に指定されている歴史的木造建造物の修復用材を供給するため、将来の修復用材の確保・供給を目的として、国有林内に現存するケヤキ、クスノキ、クリのうち大径材育成が見込める箇所を「文化財継承林」に設定しています。

③ 資源循環型社会への対応

民有林行政、他省庁の地方機関、地元自治体やバイオマス利活用推進団体と連携しつつ、間伐材や除伐木等を含めた森林バイオマス資源を有効活用するための検討を行います。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

① 国有林野の活用の適切な推進

国有林野の活用に当たっては、その所在する地域の社会的・経済的状況、住民の意向等を考慮しつつ、

- ・ 地域における産業の振興、
- ・ 住民の福祉の向上、
- ・ 都市と農山漁村の交流の促進

による地域社会の活性化に資するよう取り組みます。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様性の保全等に配慮するとともに地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図ります。また、令和3年に整備した貸付け等手続きマニュアルに基づき、手続きの迅速化・簡素化等に努めます。

なお、国有林野の活用については、盛土を始めとする土地の形質の変更等に係る各種法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野についても林地開発許可制度に準じて取り扱います。

② 公衆の保健のための活用の推進

自然環境などへ配慮しつつ、保健・文化・教育的な活動への利用を推進するとともに、活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ります。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地元自治体との情報交換を十分に行い、地元産業の振興等に寄与するために必要な道路等の公共用事業用地として、貸付又は売払等により国有林野の活用に努めます。

(3) その他必要な事項

国有林野の活用にあたっては、豊かな自然環境を守り、森林の持つ公益的機能との調和を図り、併せて当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を行ったうえで取組を推進します。

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林整備協定を締結するとともに森林共同施業団地を設定し、民有林と連結した路網の整備と相互利用の推進、民有林と協調を図りつつ計画的な間伐等や現地検討会等を通じた民有林への森林・林業技術の普及に取り組めます。

また、森林共同施業団地等においては、国産材の安定供給体制構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組めます。

特に民有林との連携が期待できる地域では、国有林に隣接する民有林への接続も考慮した路網の線形及びアクセスポイントの検討を行います。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分に行われず、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の發揮している国土保全等の公益的機能の發揮に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病虫害、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合があります。

このような場合、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、公益的機能維持増進協定制度を活用し、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設と、これらの路網を活用した間伐等の施業を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとします。

また、公益的機能維持増進協定の締結にあたっては、民有林野の森林所有者等へも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での国有林野と一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進めることとします。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

「国民参加の森林づくり」を推進するため、NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国有林野の積極的な利用を推進します。

(1) 国民参加の森林に関する事項

ボランティア、NPO、企業等による自主的な森林づくり活動を支援するため、協定を締結して森林づくりのフィールドを提供する「ふれあいの森」の設定に努めます。

(2) 分収林に関する事項

森林資源の確保に対する国民的な要請が高まっている中で、社会貢献活動としての森林づくりに自ら参加・協力したいという国民や企業等の要請に応えるため、分収林制度を活用した住民等による水源林の造成や企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」等の設定を行い森林整備を推進します。

(3) その他必要な事項

① 森林環境教育の推進

国有林野の豊かな森林環境を子どもたちに提供するため、学校、自治体、NPO、森林インストラクター、民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、都市や農山漁村などの立地や地域の要請に応じた森林環境教育に取り組みます。

具体的には、学校等による植林・育林等の体験活動や森林教室等の学習活動を支援するため、協定を締結して森林環境教育のフィールドを提供する「遊々の森」の設定に努めます。

② 森林の整備・保全等への国民参加

地方公共団体、教育機関、企業等からの要請やニーズに対応するため、森林とのふれあいや国民参加の森林づくりを推進します。

具体的には、伝統文化等の継承に貢献する森林づくり活動、企業による社会貢献活動の一環として行う森林整備活動、特定の森林・登山道の管理等の象徴的な活動を支援するため、協定を締結して活動のフィールドを提供する「木の文化を支える森」、「社会貢献の森」、「多様な活動の森」の設定に努めます。

また、国民参加による森林の整備・保全等に関する情報提供、国民からの相談への対応など、国民参加の森林づくりに関する相談窓口の活性化に努めます。

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

技術開発目標に基づき、①林業の成長産業化に資する造林・保育・生産技術、②公益的機能の高度発揮を図るための森林施業及び保全技術、③効率的な森林管理及び健全な森林の育成技術の確立に向けた技術開発を計画的に進めます。

これらの開発、改良された林業技術や施業指標林、各種試験地等で得られた成果については、現地検討会などを通じて、地域林業関係者等への普及・定着を図ります。

また、研究機関等が行う林業技術の開発及び林業機械の導入試験等へのフィールド提供を積極的に行います。

(2) 地域の振興に関する事項

地域の振興への寄与は、地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において重要な使命の一つです。このため、地元自治体等への国有林野内の森林資源に関する情報の提供、地域づくりへの積極的な参画など地元自治体等との連携の強化に努めます。

また、国有林野の保健・文化・教育的利用の推進や利活用、森林の整備、民有林材を含めた安定供給体制の構築、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策等を通じて、地域産業の振興、住民の福祉に寄与するよう努めます。

(3) 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

開かれた「国民の森林^{もり}」としての管理経営を推進するため、国民に対する情報公開、フィールドの提供、森林・林業に関する普及啓発活動を推進します。

具体的には、国有林野事業の実施に関する情報提供や地域で開催される自然教育活動等への協力、ホームページや広報誌、SNSによる情報発信に努めます。

第6次国有林野施業実施計画書

本計画は、国有林野管理経営規程（平成 11 年農林水産省訓令第 2 号）に基づいて、「国有林の地域別の森林計画」（森林法第 7 条の 2 の規定に基づいて作成するもの）及び「地域管理経営計画」（国有林野の管理経営に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づいて作成するもの）に即して定めるものです。

目 次

1	国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域	1
2	施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量	1
	(1) 伐採造林計画簿	1
	(2) 水源涵養 ^{かん} タイプにおける施業群別面積等	1
	(3) 水源涵養 ^{かん} タイプの施業群別の上限伐採面積	2
	(4) 伐採総量	2
	(5) 更新総量	3
	(6) 保育総量	4
3	特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積	4
4	林道の整備に関する事項	4
5	治山に関する事項	5
6	保護林及び緑の回廊の名称及び区域	5
	(1) 保護林の名称及び区域	5
	(2) 緑の回廊の名称及び区域	6
7	レクリエーションの森の名称及び区域	6
8	国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項	7
	(1) 森林共同施業団地の名称及び区域	7
	(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域	7
9	その他必要な事項	7
	(1) 施業指標林、試験地等	7
	(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献	7
	(3) 文化財等の現況	8
	(4) その他	8
別表	特に効率的な施業を推進する森林の区域	9

1 国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の区域

国有林野の区画の名称及び区域並びに機能類型及びエリア別の具体的な配置は、別添1「国有林野施業実施計画図」のとおりとします。（地域管理経営計画の1の(1)及び(2)）

2 施業群の名称及び区域、伐期齢又は回帰年、上限伐採面積、伐採箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新箇所ごとの更新方法及び更新量

(1) 伐採造林計画簿

地域管理経営計画に定める伐採及び更新について、箇所ごとの伐採方法及び伐採量並びに更新方法及び更新量は、別添2「伐採造林計画簿」に示すとおりとします。（地域管理経営計画の1の(4)の①及び②）

(2) 水源涵養タイプにおける施業群別面積等

水源涵養タイプの森林については、施業群に分けて施業方法を定めています。

各施業群の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(2)の⑤）

（単位：ha）

施業群		面積	取扱いの内容	主伐の下限林齢
施業群	天然林	1,341.86	現在の林分状況の維持、健全性確保、針広混交林への誘導、択伐、天然更新	設定しない ※注4
	複層林	—	非皆伐、上木と下木で構成される複層状態の森林の造成、複層伐、新植等	120年 (60年)※注6
	複層林(面的)	—	非皆伐、一定の範囲において林齢、樹種の異なる層で構成される複層状態の森林の造成、複層伐、新植等	60年
	長伐期	1,201.19	大径針葉樹を主体とした森林、広葉樹を混交した森林の造成、皆伐、新植	80年 (100年)※注6
	分散伐区	—	異なる齢級の小面積林分をモザイク状に配置するよう造成、皆伐、新植	50年
施業群設定外		957.89	別紙「管理経営の指針」による	設定しない※注5
合計		3,500.94		

注：1 面積は林地面積です。

2 下限林齢とは主伐ができる最低林齢です。

3 具体的には、別紙「管理経営の指針」に基づいて取り扱います。

4 天然林施業群については、林分の健全性の維持を目的に、衰退木・枯損木を対象に、択伐を行うこととしているため下限林齢は設定しません。

5 施業群設定外については、分収林、試験地等の特定の施業を設定することが適当でない林地で、契約や設定目的に応じて取り扱いを行うため下限林齢は設定しません。

6 複層林施業群の（ ）は更新伐の林齢、長伐期施業群の（ ）は、明治百年記念造林地の展示林に適用します。

(3) 水源涵養^{かん}タイプの施業群別の上限伐採面積

国有林野管理経営規程第5条第1項第3号に基づいて定める、水源涵養^{かん}タイプの森林における主伐の上限伐採面積は次のとおりです。計画期間の主伐面積は、施業上類似の取り扱いをすべき林分ごとにこの上限伐採面積を上回って計画することはできません。

(単位：ha)

施業群分類	上限伐採面積	備考
複層林施業	—	複層林Ⅰ群、Ⅱ群、面的
長伐期施業	75	長伐期
通常伐期施業	—	分散伐区Ⅰ群、Ⅱ群

注：1 上限伐採面積は計画期間5年分の合計面積です。

2 備考欄は施業群の細分です。

Ⅰ群は過去の施業の取扱いにおいて枝打を計画した、又は実施した箇所です。

Ⅱ群はⅠ群以外の箇所です。

(4) 伐採総量

機能類型等別の伐採量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)の②のア)

なお、本表は、伐採造林計画簿で定める箇所ごとの伐採量を取りまとめたものです。

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地					林地 以外	合 計				
	主 伐	間 伐	小 計	臨時伐採量	計						
山地災害防止タイプ	—	(142.66) 17,909	17,909								
自然維持タイプ	—	—	—								
森林空間利用タイプ	—	—	—								
快適環境形成タイプ	—	—	—								
水源 涵養 ^{かん} タイプ	天 然 林	—	—								
	複 層 林	—	—								
	複層林(面的)	—	—								
	長 伐 期	—	43,663					43,663			
	分 散 伐 区	—	—					—			
	施業群設定外	—	129					129			
	小 計	—	(372.76) 43,792					43,792			
合 計	—	(515.42) 61,701	61,701					500	62,201	—	62,201
年 平 均	—	(103.08) 12,340	12,340					100	12,440	—	12,440

注：「間伐」欄の()は間伐面積です。

(再掲) 市町村別内訳

(単位：材積 m³、面積 ha)

区 分	林 地				林地 以外	合 計	
	主 伐	間 伐	小 計	臨 時 伐採量			
松阪市	—	(142.66) 17,909	17,909	/	/	/	
大台町	—	(372.76) 43,792	43,792				
合 計	—	(515.42) 61,701	61,701				500

注：1 市町村の内訳には、臨時伐採量及び林地以外の土地に係る伐採量は含みません。

2 「間伐」欄の()は間伐面積です。

(5) 更新総量

機能類型等別の更新量は次のとおりです。(地域管理経営計画の1の(4)の②のイ)

なお、本表は伐採造林計画簿で定める更新箇所ごとの更新量を取りまとめたものです。

(単位：ha)

区 分	人工造林			天然更新			合 計
	単層林 造 成	複層林 造 成	計	天 然 下 種	ぼう芽	計	
山地災害防止タイプ	10.05	—	10.05	19.32	—	19.32	29.37
自然維持タイプ	—	—	—	—	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—	—	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—	—	—	—	—
水源涵 ^{かん} 養タイプ	4.41	—	4.41	27.64	—	27.64	32.05
合 計	14.46	—	14.46	46.96	—	46.96	61.42

注：「天然下種」欄には第1類及び第2類を含みます。

(6) 保育総量

機能類型等別の保育量は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)の②のウ）

（単位：ha）

区 分	保 育		
	下 刈	除 伐	枝 打
山地災害防止タイプ	30.15	22.42	—
自然維持タイプ	—	—	—
森林空間利用タイプ	—	—	—
快適環境形成タイプ	—	—	—
水源涵養タイプ	13.23	7.05	—
合 計	43.38	29.47	—

3 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積は別表のとおりです。（地域管理経営計画の1の(3)）

4 林道の整備に関する事項

林道の改良の路線別の詳細は次のとおりです。（地域管理経営計画の1の(4)の②のエ）

（単位：m）

基幹・管理別	開設・改良	路線名	箇所 (国有林・林班)	延長	機能類型	備考
基幹	改良	父ヶ谷大台線 (大台林道)	大杉谷 580	80	水源涵養タイプ	
管 理	改良	深山林道	深山 8	100	山地災害防止タイプ	
		千石平林道	千石平 309	200	山地災害防止タイプ	
		大名倉林道	大名倉 327	200	水源涵養タイプ	
		堂倉林道	大杉谷 562	300	水源涵養タイプ	
		地池林道	大杉谷 565	100	水源涵養タイプ	
計		6路線 (6箇所)		980		

注：「基幹・管理別」欄の基幹は森林基幹道を、管理は森林管理道を指します。

5 治山に関する事項

治山に関する事項として、次のとおり計画します。(地域管理経営計画の1の(5))

(単位：保全施設 箇所、保安林の整備 ha)

位置(国有林・林班)	区分	工種	計画量	備考
深山 2、7 大杉谷 565、568	保全施設	溪間工	4	
千石平 309 大名倉 327 大杉谷 564		山腹工	4	
計			8	

6 保護林及び緑の回廊の名称及び区域

(1) 保護林の名称及び区域

保護林の箇所別の詳細は次のとおりです。(地域管理経営計画の2の(3)の②)

(単位：ha)

区分	名称	面積	位置(国有林・林小班)	特徴等	備考
森林生態系 保護地域	大杉谷森林生態系 保護地域 (保存地区)	509.12	大杉谷 523い1 524い1 541い1、イ 545い1、ろ1 546い1 547全 548全 551ろ 569ほ1 570ほ1 578い1	温暖帯性常緑広葉樹林、 冷温帯性落葉広葉樹林、 亜高山帯性の針葉樹林 などの原生的な天然林 の保護	
	大杉谷森林生態系 保護地域 (保全利用地区)	881.63	大杉谷 523い2～ろ3 524い2、 ろ1～ろ3 541い2、い3、 ロ 542全 543全 544全		

森林生態系 保護地域	大杉谷森林生態系 保護地域 (保全利用地区)		545 い2、ろ2 546 い2 549 に1～ほ 550 り1、る 551 ち、り、 わ 552 ほ、へ 553 に～へ、 ち、り 555 ぬ、る 557 ろ、は 558 は、イ 559 ろ 560 は、に、 る、わ 567 り、た 568 ほ、 と～り 569 に、ほ2 570 は、に、 ほ2 571 ほ 578 い2 583 へ、イ 585 と		
計	1箇所	1,390.75			
希少個体群 保護林	大杉谷ツガ・モミ・ トガサワラ等 希少個体群保護林	7.10	大杉谷 524 い3	大杉谷におけるツガ、モ ミ、トガサワラ、アカガ シの保護	
計	1箇所	7.10			
合計	2箇所	1,397.85			

(2) 緑の回廊の名称及び区域

本計画区においては、該当ありません。(地域管理経営計画の2の(3)の③)

7 レクリエーションの森の名称及び区域

本計画区においては、該当ありません。(地域管理経営計画の4の(1)の②)

8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等に関する事項

(1) 森林共同施業団地の名称及び区域

本計画区においては、該当ありません。(地域管理経営計画の5の(1))

(2) 公益的機能維持増進協定の名称及び区域

本計画区においては、該当ありません。(地域管理経営計画の5の(2))

9 その他必要な事項

(1) 施業指標林、試験地等

施業指標林、試験地等として設定している箇所は次のとおりです。

(単位：ha)

種類	名称	設定年	面積	位置(国有林・林小班)	備考
施業指標林	天然更新指標林	昭和63年	1.60	大杉谷517る2	天然更新技術の検討と普及
遺伝子保存林	採取源	昭和57年	5.00	大杉谷543は	ブナ
	後継林分	昭和49年	1.71	深山3へ	杉
検定林	次代検定林 (一般次代検定林)	昭和51年	1.15	深山4ぬ	杉 西大阪局10号
		昭和52年	0.96	深山4る	杉 西大阪局13号
		昭和53年	1.01	大杉谷572ぬ	ヒキ 西大阪局20号
		昭和55年	0.55	深山5り	杉 西大阪局28号
		平成6年	0.40	深山6り	杉 検定林50号

(2) フィールドの提供及び文化財保全への貢献

フィールドの提供や文化財保全への貢献を目的として設定する対象地は次のとおりです。

対象地(国有林・林小班)	設定の目的	備考
深山5わ内、 6る1内、ろ4内	文化財継承林	樹種：ケヤキ 設定面積：4.76ha

(3) 文化財等の現況

(単位：ha)

区分	指定機関	名称	面積	位置(国有林・林小班)	管理団体	備考(所在)
天然記念物	国	大杉谷	564.91	大杉谷 523 い1～ろ3 524 い1～ろ5、 イ 538 い 540 い 541 全 553 り 555 る 567 た 568 り 569 ほ1、ほ2 570 ほ1、ほ2 578 全 583 へ、イ 585 と	農林水産省	大台町
史跡名勝天然記念物 計			564.91			

三重県は、国指定特別天然記念物「オオサンショウウオ」が『主に生息する地域』とされています。

大杉谷国有林は、県指定天然記念物「オオダイガハラサンショウウオ」の『既知の生息地域』とされています。

(4) その他

森林空間利用タイプ（レクリエーションの森以外の森林）については、本計画区では該当ありません。

別表 特に効率的な施業を推進する森林の区域

1 特に効率的な施業を推進する森林の所在地及び面積

(単位：ha)

所在地(国有林・林小班)	面積
深山 1に 大名倉 326 ほ、か 大杉谷 517 に、518 い1、522 に1、564 い1、に、ほ1、ち、る1 565 ち、580 は、へ、た	43